

令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(空港・港湾における脱炭素化促進事業)

# 公募説明

令和4年6月



一般財団法人

環境優良車普及機構



# 本事業概要説明資料について

- 本説明資料は申請のポイントや注意していただきたい内容を掲載しています。
- 詳細は、ホームページに掲載している公募要領を参照ください。
- 申請書類はホームページの申請書類ダウンロードページからダウンロードしてご使用ください。
- 記載要領は各々の申請書ダウンロードページに掲載していますのでご参照ください。
- 不明な点は、環境優良車普及機構の社会変革と物流・交通脱炭素化促進事業までお問合せください。

## 【本件に関する問い合わせ先】

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 社会変革と物流・交通脱炭素化促進事業

TEL : 03-5341-4728      FAX : 03-5341-4729

e-mail : [butsuryu@levo.or.jp](mailto:butsuryu@levo.or.jp)

# 令和4年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (空港・港湾における脱炭素化促進事業) 公募要領 (抜粋)

令和4年6月  
一般財団法人環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）では、環境省から令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（空港・港湾における脱炭素化促進事業）の交付を受け、空港及び港湾における脱炭素化の促進を図るため、空港の再エネ拠点化・省エネ化及び港湾区域の脱炭素化に配慮した機能強化を行う事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（空港・港湾における脱炭素化促進事業））を交付する事業を実施しています。

本補助金の目的、対象事業、応募方法、留意事項等を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、**本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。**

なお、補助事業として採択された場合には、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（空港・港湾における脱炭素化促進事業）交付規程（令和4年6月7日環物流第4-011号）（以下「交付規程」という。）に従って補助事業の**手続き等を行ってください。**

# 応募申請される皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に**虚偽の記述を行わないでください。**
2. 機構から補助金の**交付決定を通知する前において契約・発注等を行った経費については、**交付規程に定める場合を除き補助金の**交付対象とはなりません。**
3. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、**事前に処分内容等について機構の承認**を受けなければなりません。なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に**必要に応じて現地調査等を実施します。**
5. 補助事業に関し**不正行為が認められたときは、**当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち解除対象となった額を**返還していただくこと**になります。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
7. 補助金の応募ができる者は、別紙に示す**暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者**です。
8. 補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後**5年間、保存**してください。

# 補助金の目的と性格

## ● 目的

・空港については、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）から再生可能エネルギー由来電力の活用が可能な固定式GPU（地上動力装置）や移動式GPUに切り替えを行うことで、空港における脱炭素化を促進し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としております。

・港湾については、脱炭素化に配慮した港湾機能につながるものとして、接岸中の船舶へ電力を供給する再生可能エネルギー由来の電源を用いた設備等の導入やコンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア等の荷役機械等の率先導入を支援することにより、カーボンニュートラルポートの形成が各地に展開されることを目的としております。

## ● 二酸化炭素削減量の把握

事業の実施により、CO2排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含むCO2の削減量の根拠を明示し、事業完了後は**削減量の実績を報告すること。**

## ● 本補助金の執行は、法令及び交付要綱等の定めるところに従い実施

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業）交付要綱（令和4年3月29日付け環地温発第2203296号）
- ・ 空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業実施要領（令和4年3月29日付け環地温発第2203296号）
- ・ 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（空港・港湾における脱炭素化促進事業）交付規程（令和4年6月7日環物流第4-011号）

# 補助対象となる事業

## 【対象事業の基本的要件】

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、**国からの他の補助金**（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）**を受けていないこと。**
- 公募要領の別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

さらに、事業ごとに個別に対象事業の要件があります。

### 【対象事業】

#### 1 空港における脱炭素化促進事業

#### 2 港湾における脱炭素化促進事業

# 空港における脱炭素化促進事業

## 【対象事業の要件】

- (1) 航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）に切り替えを行う事業であること
- (2) GPUに切り替えを行うことで、50%以上のCO2排出削減効果が見込まれること
- (3) 応募申請時の事業計画において、本事業により導入するGPUの今後の再生可能エネルギー由来電力やバイオ燃料の活用等による脱炭素化に向けた計画を盛り込むこと

## 【補助対象設備等】

- ・ 固定式GPU（埋設式及び地上走行式）：静止型電源装置、冷暖房装置、基礎、電力ケーブル、冷暖房用ダクト、冷暖房用ホース、電力ケーブル等を移動させるための車両
- ・ 移動式GPU（電気式及びディーゼル式）：電源車、エアコン車
- ・ その他機構が適当と認める設備

## 【補助金の交付額】

原則として補助対象経費の **1 / 2 以内（上限 1 億 5 0 0 0 万円※）※ 2 力年事業の場合は 2 力年の合計金額**

## 【補助事業期間】

2 年度以内

## 【補助事業者】

- (1) 民間企業
- (2) 地方公共団体
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) その他環境大臣の承認を経て機構が認める者
- (5) 補助対象の設備等を（1）～（4）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

## 【補助対象経費】

事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

# 港湾における脱炭素化促進事業

## 【対象事業の要件】

- (1) 接岸中の船舶へ電力を供給する自立型電源設備や陸上電力供給設備、又は、港湾にてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型トランスファークレーンやハイブリッド型ストラドルキャリアを導入する事業であること
- (2) 導入する設備の電源は原則として100%再生可能エネルギー由来であり、商用電力は使用しないこと

## 【補助対象設備等】

- ・ 自立型電源設備
- ・ 陸上電力供給設備
- ・ ハイブリッド型トランスファークレーン
- ・ ハイブリッド型ストラドルキャリア
- ・ 蓄電池（自立型電源設備と同時に導入する場合に限る）
- ・ その他機構が適当と認める設備

## 【補助金の交付額】

- ・ 自立型電源設備（蓄電池含む）、陸上電力供給設備：原則として補助対象経費の**1/3以内（上限1億円※）※  
2カ年事業の場合は2カ年の合計金額**
- ・ ハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア：**定額（原則として従来機との差額の2/3以内）**

## 【補助事業期間】

2年度以内

## 【補助事業者】

- (1) 民間企業
- (2) 地方公共団体
- (3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (4) その他環境大臣の承認を経て機構が認める者
- (5) 補助対象の設備等を（1）～（4）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

## 【補助対象経費】

- ・ 事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費



# 補助事業の採択

公募を行います。

応募者より提出された実施計画書等をもとに、下記審査項目について厳正に審査を行い、空港・港湾における脱炭素化促進事業の予算の範囲内で補助事業を採択します。

- 事業の目的・内容
- 事業の効果、CO<sub>2</sub>削減コスト
- 今後の脱炭素化計画（空港事業）
- 事業の実施体制
- 資金計画
- 事業実施に関連する事項
- 設備の運営管理・保守計画
- 事業実施スケジュール

なお、対象事業の基本的要件及び対象事業の要件に適合しない申請については審査を行いません。

（補助対象となる事業に適合する申請であっても、応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合があります。）

## 【注意】

- ・ 採択を受けた後、**交付申請書類を提出**してください。
  - ・ 機構は交付申請書類を審査のうえ**交付決定を通知**します。
  - ・ **交付決定日以降に発注等の事業を開始**してください。
- （交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象になりません。）

# 応募に当たっての留意事項

## 【補助対象外経費の代表例】

- ・ 既存施設の撤去費、廃材の運搬費、廃材の処分費等
- ・ 二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器、オプション品等に係る経費

## 【維持管理】

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。

## 【二酸化炭素の削減量の把握】

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要がある。

## 【事業報告書の作成及び提出】

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の**終了後3年間、毎年度の二酸化炭素排出削減効果についての事業報告書を提出すること。**

## 【他の補助事業との関係】

補助対象経費には、**国からの他の補助金**（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）**と重複する対象費用を含むことはできない。**

## 【補助事業完了後の検証】

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて環境省から委託を受けた団体が**現地調査**を行う場合がある。

## 【事業内容の発表等について】

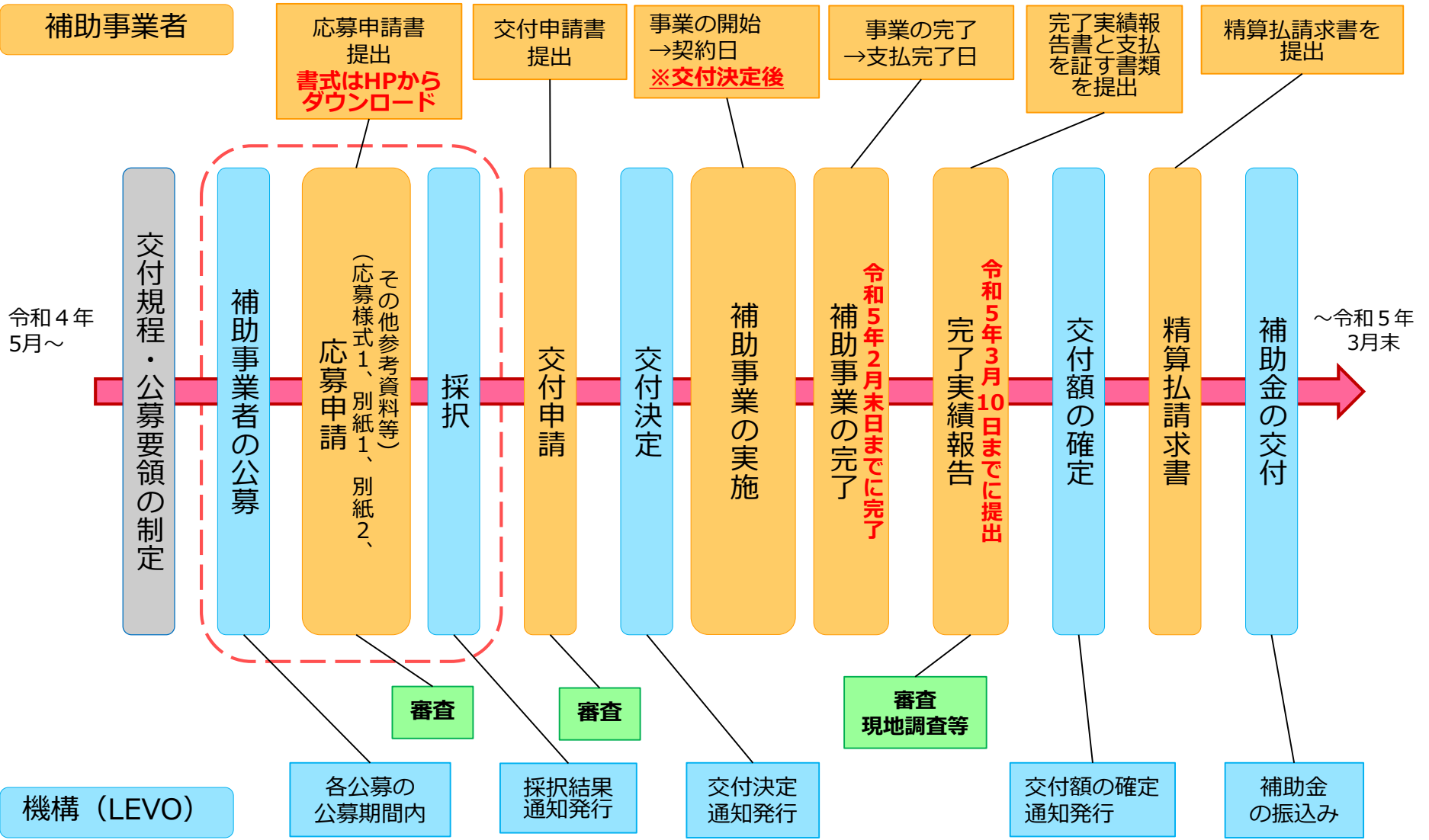
本事業の実施内容・成果については、**積極的に公表するように努めるとともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、空港・港湾における脱炭素化促進事業（環境省補助事業）によるものである旨を必ず明示**すること。

## 【応募書類の数値の記入に当たって】

**金額については小数点以下を切り捨て、その他の数値については小数点第2位を四捨五入して記載すること。**

**実施計画書の記入欄が少ない場合は、様式を引き伸ばして使用すること。**

# 令和4年度 補助事業の流れ



# 補助事業における留意事項

## 【事業の開始】

機構からの交付決定を受けた後に、事業を開始すること。

- ・ 契約・発注日は、機構の交付決定日以降
- ・ 原則として競争原理が働くような手続きによって相手先を決定(例：3社見積)

## 【完了実績報告書の提出】

**令和5年2月末日までに補助事業を完了（支払いが完了すること。）**

事業完了後30日以内、または令和5年3月10日のいずれか早い日までに**完了実績報告書（様式第11）**を提出

## 【事業報告書の提出】

補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間、各年度終了後30日以内（4月30日まで）に事業報告書（様式第16）を提出

事業報告書の証拠となる書類は、報告に係る年度終了後、3年間保存

## 【経理書類の保管】

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理し、補助事業の完了日を含む年度の終了後、5年間保存

## 【複数年度事業の廃止】

複数年度計画の補助事業として採択された事業について、2年目以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させる場合がある。

## 【取得財産の管理】

補助事業により取得、または効用が増加した財産について、**取得財産等管理台帳（様式第10）を整備し、管理状況を明らかにしておく。**

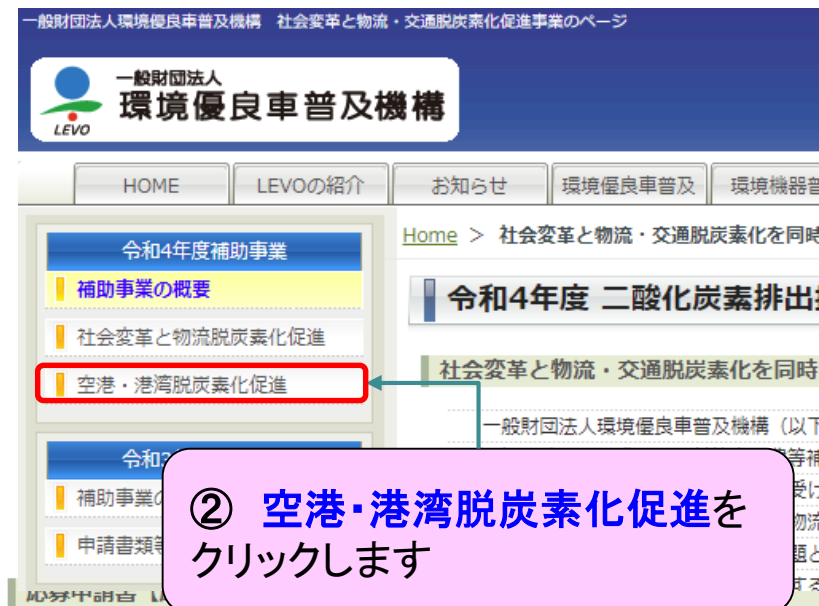
それらの財産について、処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、取壊し、廃棄）する場合は事前に機構に申請・承認が必要となる。

# 応募申請書のダウンロード

申請書は、ホームページの「申請書類等ダウンロード」からダウンロードしてください。年度ごとに書式が変わっているので、**必ず令和4年度の申請書類をご使用ください。**



① 環境優良車普及機構 TOPページ  
社会変革と物流脱炭素化促進事業  
>> 詳細情報 をクリックします



| 様式      | 書類名           |  |
|---------|---------------|--|
| 【応募様式1】 | 応募申請書         |  |
|         | 応募申請書(共同事業者用) |  |

③ アイコンをクリックすると  
応募書類がダウンロードできます

詳細は  
応募申請書類作成・提出について  
を参照してください

| 【別紙1】<br>実施計画書 | 【別紙2】<br>経費内訳 | 別添 |
|----------------|---------------|----|
|                |               |    |
|                |               | -  |
|                |               | -  |

# 応募書類

ア

【応募様式1】  
応募申請書

共同実施の場合は  
【応募様式1-2】  
（共同事業者用）  
に代表者の記名  
のうえ提出。

イ

【別紙1】  
実施計画書  
xls

・参考資料  
・対象事業の要件  
を確認できる  
書類  
  
機器仕様、図面等

ウ

【別紙2】  
経費内訳  
xls

・参考資料  
・見積書又は  
計算書  
【別紙2】  
経費内訳の根拠と  
なる資料

エ

|                                                                                           |                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>会社概要</p> <p>応募者の業務内<br/>容がわかる企業<br/>パンフレット等</p> <p>共同事業者が<br/>いる場合は、その<br/>会社概要も添付</p> | <p>定款<br/>又は<br/>寄附行為</p> <p>共同事業者が<br/>いる場合は、その<br/>定款<br/>又は寄附行為も<br/>添付</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|

**エ、オ、カ は共同事業者を含む。**

**※ア～クは、公募要領13ページ 5.応募の方法  
(1)応募書類 のア～クに対応しています。**

**※地方公共団体が申請する場合はエ、オに代えて  
申請年度の予算書（該当部分抜粋可）を添付  
してください。**

オ

|                                                                        |                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <p>直近2期<br/>貸借対照表</p> <p>共同事業者が<br/>いる場合は、その直<br/>近2期貸借対照表も<br/>添付</p> | <p>直近2期<br/>損益計算書</p> <p>共同事業者が<br/>いる場合は、その直<br/>近2期損益計算書も<br/>添付</p> |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|

カ

法律に基づく  
事業者である  
ことを証する  
行政機関から  
通知された許  
可書等の写し

キ

【別添】  
地球温暖化対策事業  
効果算定ガイドブ  
ック 補助事業申請者  
向けハード対策事業  
計算ファイル  
G.省エネ設備を添付

ク

その他参考資料

ア～クの書類の電子データを  
メールで送信。  
e-mail : [butsuryu@levo.or.jp](mailto:butsuryu@levo.or.jp)



# 対象となる事業の説明

| 補助事業の名称 | 1 空港における脱炭素化促進事業                                                                                                                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業の要件 | <p>(1) 航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）からGPU（地上動力装置）に切り替えを行う事業であること</p> <p>(2) GPUに切り替えを行うことで、50%以上のCO2排出削減効果が見込まれること</p> <p>(3) 応募申請時の事業計画において、本事業により導入するGPUの今後の再生可能エネルギー由来電力やバイオ燃料の活用等による脱炭素化に向けた計画を盛り込むこと</p>        |
| 補助対象設備等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・固定式GPU（埋設式及び地上走行式）：静止型電源装置、冷暖房装置、基礎、電力ケーブル、冷暖房用ダクト、冷暖房用ホース、電力ケーブル等を移動させるための車両</li><li>・移動式GPU（電気式及びディーゼル式）：電源車、エアコン車</li><li>・その他機構が適当と認める設備</li></ul>                |
| 補助金の交付額 | 原則として補助対象経費の <b>1/2以内（上限1億5000万円※）※2カ年事業の場合は2カ年の合計金額</b>                                                                                                                                                     |
| 補助事業期間  | 2年度以内                                                                                                                                                                                                        |
| 補助事業者   | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 民間企業</li><li>(2) 地方公共団体</li><li>(3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人</li><li>(4) その他環境大臣の承認を経て機構が認める者</li><li>(5) 補助対象の設備等を（1）～（4）にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業</li></ul> |
| 補助対象経費  | 事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費                                                                                                                                                         |

# 対象となる事業の説明

| 補助事業の名称 | 2 港湾における脱炭素化促進事業                                                                                                                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業の要件 | (1) 接岸中の船舶へ電力を供給する自立型電源設備や陸上電力供給設備、又は、港湾にてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型トランスファークレーンやハイブリッド型ストラドルキャリアを導入する事業であること<br>(2) 導入する設備の電源は原則として100%再生可能エネルギー由来であり、商用電力は使用しないこと                                                   |
| 補助対象設備等 | <ul style="list-style-type: none"><li>・自立型電源設備</li><li>・陸上電力供給設備</li><li>・ハイブリッド型トランスファークレーン</li><li>・ハイブリッド型ストラドルキャリア</li><li>・蓄電池（自立型電源設備と同時に導入する場合に限る）</li><li>・その他機構が適当と認める設備</li></ul>                  |
| 補助金の交付額 | <ul style="list-style-type: none"><li>・自立型電源設備（蓄電池含む）、陸上電力供給設備：原則として補助対象経費の<u>1/3以内（上限1億円※）※2カ年事業の場合は2カ年の合計金額</u></li><li>・ハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア：<u>定額（原則として従来機との差額の2/3以内）</u></li></ul>       |
| 補助事業期間  | 2年度以内                                                                                                                                                                                                        |
| 補助事業者   | <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 民間企業</li><li>(2) 地方公共団体</li><li>(3) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人</li><li>(4) その他環境大臣の承認を経て機構が認める者</li><li>(5) 補助対象の設備等を(1)～(4)にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業</li></ul> |
| 補助対象経費  | 事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費                                                                                                                                                         |



# 質問用紙

ホームページから質問用紙をダウンロードして、必要事項をご記入後メール送信をお願いします。

<https://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/2022/xls/shitsumon.xls>

## お問合せ

お問い合わせは、必ず **質問用紙をダウンロード** し、必要事項をご記入の上、電子メール ([butsuryu@levo.or.jp](mailto:butsuryu@levo.or.jp)) でお問い合わせください。メールの件名は「【質問】〇〇〇〇株式会社」としてください。

### 【問い合わせ先】

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル6F

一般財団法人環境優良車普及機構

補助事業執行部 社会変革と物流・交通脱炭素化促進事業

・電話 : 03-5341-4728

・FAX : 03-5341-4729

・メールアドレス : [butsuryu@levo.or.jp](mailto:butsuryu@levo.or.jp)

## 【 質 問 用 紙 】

・必要事項をご記入後、メール送信をお願いいたします。(送信先:butsuryu@levo.or.jp)  
・メール送信時の件名は、「物流分野補助事業に係る質問について」とご記入願います。

|      |      |        |  |      |  |
|------|------|--------|--|------|--|
| 事業者名 |      |        |  | 質問日  |  |
| 氏名   | 電話番号 | E-mail |  |      |  |
| 事業別  |      |        |  | 質問項目 |  |
| 質問内容 |      |        |  |      |  |
|      |      |        |  |      |  |
| 回答日  |      | 回答者    |  |      |  |
| 回答   |      |        |  |      |  |
|      |      |        |  |      |  |

# よくある質問（Q&A）について

本補助金に関する、よくある質問（Q&A）をホームページに掲載しています。ご参照ください。

[https://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/2022/pdf/QA\\_k.pdf](https://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/2022/pdf/QA_k.pdf)

よくある質問（Q&A）



↑ ページトップへ

# 問合せ先

原則として、電子メールで問い合わせ願います。

## 【問い合わせ先】

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル6階

(一財) 環境優良車普及機構

補助事業執行部 社会変革と物流・交通脱炭素化促進事業

TEL : 03-5341-4728

FAX : 03-5341-4729

e-mail : [butsuryu@levo.or.jp](mailto:butsuryu@levo.or.jp)

## 【問い合わせ期間】

**各公募の公募期間内**